

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 亀岡市
- 2 構造改革特別区域の名称 亀岡福祉有償運送セダン特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 亀岡市の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

亀岡市は、京都府のほぼ中央に位置し、標高500m～700mを越す山々とそれらに囲まれた盆地で、市域のどこからでもやさしい緑の景観が目飛び込んでくる。また、市域の中心部に桂川（保津川）が流れ、うるおいにあふれた空間と、それに平行して市街地を形成しており、JR山陰本線が縦断する形で走っている。

本市は、西と南に大きく張り出した、南北20.5km、東西24.6kmにわたる市域を有し、面積は224.90km²である。東側は京都市に隣接し、京都都市圏が、南西方面には大阪・神戸都市圏があり、3つの都市圏のトライアングルの要衝という重要な位置を占めている。このような自然や地理的条件を生かし、保津川下り、トロッコ列車及び湯ノ花温泉などの観光産業も盛んで、多くの観光客が訪れている。

本市の人口は、京都市のベッドタウンとして人口の増加が見られたが、近年の地価の下落に伴い、横ばいないし低下傾向にあり、本市の人口は95,300人前後で推移している。

平成17年12月31日現在の人口は、95,271人で、その内65歳以上の高齢者人口は15,998人で高齢化率は16.8%となっている。市街地と山間地との高齢化については格差があり、特に山間地域の高齢化が進んでいる状況にある。

福祉有償運送の対象者である移動制約者（介護保険法第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」、身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」、その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者）は、次のとおりの状況である。

- (1) 介護保険法にいう「要支援者」「要介護者」の状況

介護保険法に基づく「要支援者」「要介護者」は、平成17年12月31日現在で2,503人で、その内居宅介護サービスの受給者数は、第1号

(3) 計画策定に伴うアンケート調査結果について

「亀岡市健康いきいきプラン（亀岡市高齢者保健福祉計画及び亀岡市介護保険事業計画）」の計画策定（平成17年度策定予定）のために実施した「高齢者実態調査」の結果報告から、外出をしない理由として、「出かける場所や用事がない」、「ひざや足腰が痛い」などの理由が大半を占める中、「交通の手段がない及び交通の便が悪い」などがあり、今後、移動制約者の交通手段の確保に向けた取組が必要である。

また、「新亀岡市障害者基本計画」策定のためのアンケート調査では、精神・身体・知的のそれぞれの障害者から、主に何のために外出しますかとの質問に「通院」がほとんどであり、その交通手段としては、障害の状況によって異なるが、「家族の車」、「公共交通機関」がその多くを占めている。

亀岡市の、公共交通機関の整備状況について、市街地と山間地とを比較すると、まず、鉄道については、JRが市街地の中のみを通過しており、また、バス交通についても、その便数・停留所数など、両者間では、その整備状況に大きな格差が見られる。それぞれのアンケート調査の結果でも、交通費の軽減等の要望に加え、利便性の向上要望もある。

亀岡市内の公共交通機関は、亀岡市の中心市街地を巡回するコミュニティバス、山間地域の運行を中心としたふるさとバス、幹線道路の運行を中心とした民間バス会社によって旅客輸送を行っている。

このうち、ふるさとバスについては、一部路線を除き幹線道路までの運行であり、市内に出かけるには民間の運行するバスに乗り換えなければならない。また、民間の運行するバスについては、障害者等が利用できる車両になっておらず、高齢者や障害者の方々については、大変不便な状況である。

タクシー会社については、2社が営業をしている。その内、1社がリフト付福祉車両を1台所有し福祉タクシーの営業をしている。

しかし、障害者等の移動制約者に対する割合から勘案しても福祉車両が不足しており、有効な交通手段としての役割を担えていないのが現状である。

5 構造改革特別区域計画の意義

平成16年度に策定した「亀岡市地域福祉計画」においては、高齢者や障害者など誰もが自由に社会参加ができ、世代を超えて助け合い、支え合うことのできる地域社会をつくるため、相互理解と心づかいが素直に出てくる「心のバリアフリー化」の推進とNPO法人等の協力を得ながら、高齢者や障害者等が利用しやすい移動手段の充実を図ることを盛り込み、「支え合い 助け合いのある顔のみえるまち」家族的な地域づくり（福祉コミュニティづくり）の推進を基本目標にしている。

また、同年に策定した「新亀岡市障害者基本計画」は、障害があっても地域で普通に暮らせる社会の実現 完全参加と平等 というノーマライゼーションの理念のもと、この計画では、人間としての尊厳や権利が尊重され、物理的・

精神的なバリアフリーを推進し、人が人としてあたりまえに暮らせる幸福な社会を目指す「支え合い、助け合い、あたたかいまちをつくろう～キラリ、かめおか“きずな”プラン」を基本目標に「家族的地域社会」を構築していく考えである。

亀岡市を取り巻く環境は、少子高齢化、個人のプライバシー意識の高まりの中、市民の地域間での繋がりが希薄になり、生活上の諸問題も複雑で多様なものとなっている。このような課題や生活上の諸課題を解決するには、従来の公的な対応だけでは困難であり、支え合い、助け合い、家族的地域社会を作ることが必要である。そのためには、ボランティアやNPO法人等の活動に対し支援すると共に、地域の住民自らが自らの力で課題を解決していくことが望まれる。

福祉有償運送については、移動制約者の移動手段の確保として、福祉車両だけでなく、セダン型の一般車両の使用に拡大して取り組むことにより、地域住民の協力体制の下、より一層の地域福祉の推進に繋がり、その充実を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

福祉有償運送の幅広い円滑な実施を通じて、地域住民自らが、地域福祉の推進役として活動することができる。地域におけるNPO法人等の活動を支援することで地域の福祉活動の活性化を図り、行政とNPO法人等が協力することで移動制約者の外出支援を推進し、人が人としてあたりまえに暮らせる幸福な社会を目指す「支え合い、助け合い、あたたかいまちをつくろう～キラリ、かめおか“きずな”プラン」を基本目標に「家族的地域社会」を構築することを構造改革特別区域計画の目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等による福祉有償運送の使用車両を拡大することで、従来外出を控えてきた移動制約者がこれまで諦めていた余暇活動や地域活動への参加も可能となり、介護予防に繋がることが期待できる。

また、介護を行ってきた家族の精神的・肉体的な負担の軽減が図れる結果として、就業することも可能となり、雇用人口の増加やヘルパーなどの雇用拡大も図られ、経済的な効果が見込まれる。

セダン型車両の福祉有償運送が可能となることで、NPO法人等の活動が拡大し、地域福祉の啓発推進に寄与するとともに、「支え合い、助け合いあたたかいまちをつくろう（家族的地域社会）」という意識の啓発に繋がる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業 1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1 福祉タクシー等事業

(1) 福祉タクシー・自動車のガソリン代等の一部助成

外出が困難な在宅の重度障害者に対し、タクシー料金とガソリン料金の一部を助成することにより、障害者の生活行動範囲の拡大および社会参加の促進を図る。

対象 視覚障害程度が1級又は2級の者
下肢体幹障害程度が1級又は2級の者
内部障害が1級の者
内部(じん臓)障害程度が1級の者
療育手帳「A」の者
精神障害者保健福祉手帳交付の1級又は2級の者

福祉タクシー等利用券

@500円券 1年間24枚もしくは48枚

福祉タクシー等事業対象事業者 2社

対象者 1,242人 実申請者 1,034人

利用額 12,153,000円(平成16年度)

(2) リフト付タクシー運行

障害者の社会参加などの促進を図ることを目的に、契約タクシー会社に助成している。

対象者 身体障害者手帳の所持者で車椅子使用者、ねたきり障害者

利用方法 運行しているタクシー会社に直接予約

運行事業者 1社 1台

(福祉タクシー等利用券使用可能)

助成額 600,000円(平成16年度)

(3) 腎臓機能障害者通院交通費助成

腎臓機能障害者が、慢性透析療法による医療給付を受けるための通院に要した交通費の一部助成を行っている。

対象者 158人(平成17年4月1日現在手帳所持者)

利用件数 18件(平成16年度)

助成金額 141,420円(平成16年度)

別紙

構造改革特別区域において、実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会で認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

亀岡市内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人が、亀岡市を出発地または到着地として、会員である要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者に対し、セダン型等の一般車両を用いて有償運送を実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両は、車椅子対応のリフト等の設備を設けた自動車や寝台車両などに限定しているが、特例措置としてセダン型の一般車両の使用を認める。

(1) 亀岡市福祉有償運送運営協議会の設置

亀岡市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全確保、旅客の利便の確保について協議するために、亀岡市福祉有償運送運営協議会を設置した。

第1回運営協議会は、平成17年12月6日に開催、第2回目を12月20日に開催した。

運営協議会の委員構成

次に掲げる者の内から市長が委嘱した。

1) 公共交通に関する学識経験者

- 2) 福祉有償運送の利用者の代表者
- 3) 福祉関係団体の代表者
- 4) 公共交通機関の代表者等
- 5) 市民代表
- 6) 近畿運輸局 京都運輸支局長の指名する職員
- 7) 市長が指名する職員

運営方法

会長が協議すべき議事があると認める場合に招集し、議事は委員の合議で出席構成員の過半数で決するが、可否同数の場合には議長が決定する。

会長は、必要に応じ関係者等に出席を求め、意見を聞くことができる。

運営協議会の事務局

福祉有償運送に係る運営協議会に関する事務は、亀岡市健康福祉部こども福祉課において処理する。

(2) 福祉有償運送の条件

運送主体

亀岡市内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人で、亀岡市長が福祉有償運送に関する協力依頼を行い、運営協議会の協議を経て道路運送法第80条第1項の許可を取得した事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

介護保険法第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」、身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」、その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

使用車両

以下の条件を満たすリフト付福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

- 1) 使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両

- ・ 運送主体と、自家用自動車を提供し当該運送に携われる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

2) 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、表示すること。

3) 自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。

運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会において、以下の点について協議し有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・ 警視庁交通安全指導センターが実施する「四輪安全運転講習」など、車両の運転に関する技術及び知識の向上を図ることを目的とした、実車を伴う講習等を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修、または、移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者、その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

損害賠償措置

- ・ 運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(いずれも搭乗者傷

害を対象に含むものに限る)に加入していること。

- ・ 運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

運送の対価

当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に設定する。

管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。

平成17年12月31日作成

基準日付:平成17年12月31日

【 年 齡 別 統 計 表 】

障害部位	等級	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計	0~14歳	0~17歳	0~19歳	18歳以上	65歳以上	0~5歳	6~11歳	12~14歳	
視 覚	1級				1		3	3	3	7	10	3	47	77		1	1	76	50				
	2級				1				2	7	7	11	37	68		1	1	68	48				
	3級								1	4		1	7	14				14	8				
	4級				1	1					1	2	7	11		1	2	10	7				
	5級							1	2	3	4	2	12	24				24	14				
	6級							1	2		3	5	2	15				28	17				
	合計		0	0	0	3	1	4	11	7	24	29	19	125	223	0	3	4	220	144	0	0	0
聴 覚 平 衡	1級						1	1	1	2	2	2	7	15				15	9				
	2級						2	4	4	9	6	6	18	60	1	1	3	58	24	1			
	3級		1	1		2	1	1	1	5	1	2	28	42	2	2	4	40	30		1	1	
	4級		1			3	2	1	1	3	2	3	31	46	1	1	1	45	34		1	1	
	5級							1	1	3			4	5				5	4				
	6級			2				3	1	6	13	13	97	135	2	2	2	133	110			1	1
	合計		1	2	3	0	4	8	10	14	26	24	26	185	303	6	6	10	297	211	1	3	2
音 声	1級											1	1	1				1	1				
	2級										1		1	3				3	1				
	3級								3	7	2	3	6	21				21	9				
	4級						1	1	4	4		3	5	17				17	8				
	5級													0									
	6級													0									
	合計		0	0	0	0	0	1	1	7	11	3	7	12	42	0	0	0	42	19	0	0	0
肢 体 不 自 由	1級	1	5	8	1	1	15	23	19	28	38	27	162	328	14	15	16	313	189	1	7	6	
	2級	2	2	3	3		3	9	16	39	32	42	157	308	7	10	10	298	199	2	3	2	
	3級	1	1	3	2		8	13	19	39	40	26	152	304	5	7	7	297	178	1	1	3	
	4級			1	2	2	1	6	27	67	53	67	269	493	1	1	3	492	336				
	5級			1	2	1	6	14	24	50	29	29	108	254	1	3	4	251	137			1	
	6級	1					4	6	16	28	12	9	44	120	1	1	1	119	53	1			
	合計	5	8	16	8	4	37	71	111	251	204	200	892	1807	29	37	41	1770	1092	5	12	12	
内 部	1級	2	1	1	2	2	9	8	20	69	50	42	238	444	4	6	8	438	280	2	2		
	2級			1						1	1		16	20	1	1	1	19	17			1	
	3級		2	1		1	3	6	13	32	33	31	141	263	3	3	4	260	172		3	1	
	4級		3			1	2	4	20	63	46	59	229	427	3	3	4	424	288	1	2		
	5級													0									
	6級													0									
	合計	2	6	3	2	4	14	18	53	165	130	133	624	1154	11	13	17	1141	757	3	7	1	
身 障 合 計	1級	3	6	9	4	3	28	34	43	106	100	75	454	865	18	22	25	843	529	3	9	6	
	2級	3	2	4	4	2	8	17	27	57	47	60	229	460	9	13	15	447	289	3	3	3	
	3級	1	4	5	2	3	11	21	36	87	77	63	334	644	10	12	15	632	397	1	5	4	
	4級	0	4	1	1	4	6	13	52	137	103	132	541	994	5	6	10	988	673	1	4	0	
	5級	0	0	1	2	1	6	15	17	53	33	31	124	283	1	3	4	280	155	0	0	1	
	6級	1	0	2	0	0	5	11	17	37	30	24	156	283	3	3	3	280	180	1	1	1	
	合計	8	16	22	13	13	64	111	192	477	390	385	1838	3529	46	59	72	3470	2223	9	22	15	
知 的 障 害	A						7	21	10	2	10	50						50	12				
	A1		1	9	6	6	29	19	9	4		4	2	89	10	16	22	73	6		6	4	
	A2		2	2					1			1		6	4	4	4	2	1		3	1	
	A3		9	9	9	4	28	22	5	12	8	5	3	114	18	27	31	87	8	2	8	8	
	A4				1	2	2		1	3	2		1	14		1	3	13	1				
	B							1	1	2		1	2	7				7	3				
	B1	3	7	9	10	11	28	23	21	13	1	3	2	131	19	29	40	102	5	3	9	7	
	B2	8	15	13	15	11	47	33	12	3		1	3	161	36	51	62	110	4	13	16	7	
合計	11	34	42	41	34	134	100	57	58	21	17	23	572	87	128	162	444	40	18	42	27		
精 神 障 害	1級						3	4	6	7	7	1	3	31				31	4				
	2級						13	24	29	26	8	5	6	111				111	11				
	3級						6	10	15	15	3	1	1	51				51	2				
	合計	0	0	0	0	0	22	38	50	48	18	7	10	193	0	0	0	193	17	0	0	0	